

## Ⅱ 点検結果の概況

### 1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和4年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に加え、特に点検が必要であると考えられる租税特別措置等に係る事前評価43件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」、「(7)将来の効果」及び「(8)他の政策手段」を設定した（図2参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(8)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（表2参照）。

図2 点検項目

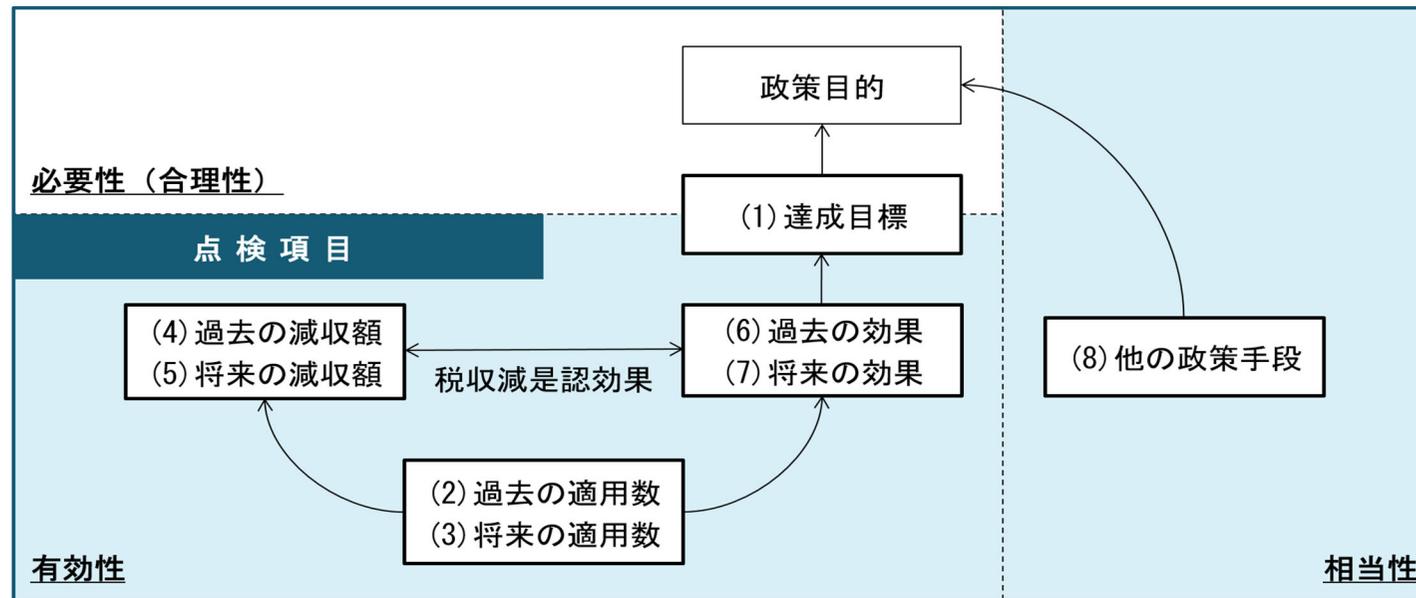


表2 段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無	十分な算定根拠等の説明の有無	十分な分析・説明の有無（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注） 外部要因を考慮した租税特別措置等の直接的効果の分析等

## 2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価43件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、「(2)過去の適用数」、「(4)過去の減収額」及び「(6)過去の効果」については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書3件を除いており、「(3)将来の適用数」、「(5)将来の減収額」及び「(7)将来の効果」については、それぞれの母数から要望の内容を具体化することが困難であった新設・拡充要望に係る評価書1件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善が見られたが、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの（「(1)達成目標」では、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの）の割合は、「(1)達成目標」は53.5%（23/43件）から27.9%（12/43件）に、「(2)過去の適用数」は42.5%（17/40件）から15.0%（6/40件）に、「(3)将来の適用数」は40.5%（17/42件）から19.0%（8/42件）に、「(4)過去の減収額」は60.0%（24/40

件) から25.0% (10/40件) に、「(5)将来の減収額」は64.3% (27/42件) から31.0% (13/42件) に、「(6)過去の効果」は72.5% (29/40件) から52.5% (21/40件) に、「(7)将来の効果」は83.3% (35/42件) から73.8% (31/42件) になった(表3参照)。一方、分析・説明がされていない項目(E段階)が残る著しく不十分な評価書も5件あった。

図3 補足説明の前後における  
分析・説明状況の比較

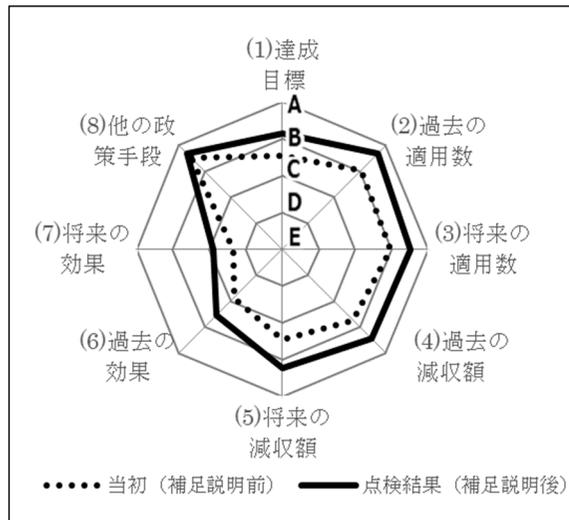


表3 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(点検項目別)

項目 段階	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果	(8)他の 政策手段
A	26 (14)	34 (23)	34 (25)	30 (16)	29 (15)	5 (1)	3 (2)	29 (23)
B	5 (6)	— —	— —	— —	— —	14 (10)	8 (5)	14 (20)
C	5 (12)	6 (15)	6 (12)	9 (23)	10 (21)	19 (18)	16 (11)	— —
D	7 (11)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (5)	12 (12)	— —
E	0 (0)	0 (2)	2 (4)	1 (1)	3 (5)	0 (6)	3 (12)	0 (0)

- (注) 1 図3は、評価書ごとに各項目に表2の段階に応じた点数(A:4点、B:3点、C:2点、D:1点、E:0点)を付し、その合計を点検項目ごとに評価書の数を合計した数で除すことにより作成
- 2 表3の( )内は、補足説明前の当初の評価書の数
- 3 点検項目(2)~(5)の「B」段階及び点検項目(8)の「C・D」段階については、表2で示した観点からの点検事項がないことから「—」と表記している。
- 4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書3件を除いている。
- 5 点検項目(3)、(5)及び(7)については、それぞれの母数から要望の内容を具体化することが困難であった新設・拡充要望に係る評価書1件を除いている。

(1)~(8)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複

して計上しているため、合計と一致しない。

#### (1) 達成目標

E B P Mでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが26件、B段階のものが5件、C段階のものが5件、D段階のものが7件、E段階のものが0件であった。B段階の5件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の5件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年後から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の7件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。

#### (2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが34件、C段階のものが6件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の6件は、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものであった。

#### (3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが34件、C段階のものが6件、D段階のものが0件、E段階のものが2件であった。C段階の6件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが6件あった。E段階の2件は、適用数が予測されていないものであった。

#### (4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが30件、C段階のものが9件、D段階のものが0件、E段階の

ものが1件であった。C段階の9件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが9件あった。E段階の1件は、減収額が把握されていないものであった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが29件、C段階のものが10件、D段階のものが0件、E段階のものが3件であった。C段階の10件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが10件あった。E段階の3件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが5件、B段階のものが14件、C段階のものが19件、D段階のものが2件、E段階のものが0件であった。B段階の14件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないものが5件（把握された適用数が僅少であるものが4件、把握された適用額が特定の者に偏っているものが1件、把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離しているものが1件）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが13件、達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）を明らかにするとともに、達成できていない場合はその原因を分析した上で、特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないものが3件あった。C段階の19件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが14件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが10件あった。D段階の2件は、効果が定量的に把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが3件、B段階のものが8件、C段階のものが16件、D段階のものが12件、E段階のものが3件であった。B段階の8件の中には、租税特別措置等が達成目標

の実現に有効な手段であることが明らかにされていないもの（予測された適用数が僅少であるもの）が2件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが8件あった。C段階の16件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが8件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが13件あった。D段階の12件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の3件は、効果が予測されていないものであった。

#### (8) 他の政策手段

政策目的を実現する手段として租税特別措置等によるべき理由について、他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにすることは、EBPMの取組を進める上でも重要である。こうした観点で点検した結果、A段階のものが29件、B段階のものが14件、E段階のものが0件であった。B段階の14件の中には、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないものが12件、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合で、租税特別措置等と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が適切かつ明確であることが明らかにされていないものが2件あった。

### 3 点検結果の活用及び今後の課題

#### (1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

#### (2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠や目標達成時期とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示す必要がある。特に「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」については、

他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すよう改善を図っていく必要がある。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠や目標達成時期とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標やその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要がある。総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。